

市営浄化槽事業の概要及び団地の共同汚水処理施設の帰属の概要 について

1 趣旨

平成24年8月に三重県は、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行ったことにより、本市の公共下水道計画区域外となった地域の浄化槽整備と団地の共同汚水処理施設について、次のとおり対応を行おうとするものです。

2 市営浄化槽事業について

(1) 概要

浄化槽で整備する地域が拡大したことにより、生活排水処理施設のより効果的な整備を進め、伊勢湾水質総量規制の早期実現を図るために、公共下水道計画区域外の地域における浄化槽整備の推進と、既設浄化槽の排水基準の適正管理を確保する必要があります。

そのため、行政が主体となって浄化槽を設置し維持管理を行う市町村設置型浄化槽の整備を基本とした生活排水対策事業（以下「市営浄化槽事業」という。）を推進します。

(2) 対象区域

公共下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域以外の区域を対象とします。（別紙関係資料1の水色と無地の部分）

対象区域世帯数	約9,600世帯
内、合併浄化槽設置済世帯	約4,200世帯
単独浄化槽、汲取り便所世帯	約5,400世帯

(3) 対象施設

浄化槽で受入可能な排水を排出する建物とし、専用住宅、共同住宅、併用住宅及び住居以外の集会所、店舗、事業所、学校、病院などで100人槽以下の浄化槽を整備対象とします。

(4) 事業内容

ア 新設については、申請に基づき、原則1戸に1基の浄化槽を市が設置するとともにその維持管理を行います。ただし、敷地が狭小など設置場

所が確保できない場合については、複数戸に1基の浄化槽を対象とします。

イ 既設の合併浄化槽については、適正管理等一定の基準を条件に、申請に基づき、市が帰属を受け維持管理を行います。

ウ 建売住宅は、事業の対象としません。

(5) 工事の概要

ア 浄化槽本体設置工事

浄化槽本体設置工事は市の工事範囲とし、工事を行おうとする者は、浄化槽法第21条第1項及び第3項の登録を受けている者、並びに同法第33条第3項の届出をした者であって、津市競争入札参加者名簿「管」（市内本店）に登載されている者とします。

イ 宅内排水設備工事

水洗トイレ、枡、流入管等の宅内排水設備工事は申請者の工事範囲とします。

(6) 維持管理の概要

市が設置した浄化槽及び申請により帰属を受けた浄化槽について、市が維持管理を行います。

ア 保守点検

浄化槽の保守点検を行おうとする者は、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条に基づき、三重県に保守点検業として登録した者であって、津市競争入札参加者名簿「浄化槽保守点検」（市内、準市内）に登載されている者とします。

イ 清掃

浄化槽の清掃を行おうとする者は、津市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者として登録されている者であって、津市競争入札参加者名簿「浄化槽清掃」（市内）に登載されている者とします。

ウ 法定検査

法定検査は、県知事が浄化槽法に基づいて指定する指定検査機関が行います。

(7) 受益者分担金

設置工事における分担金を使用者から徴収します。

《 分担金(想定) 》

人槽区分	分担金の額
5人槽	約102,000円
6人槽から7人槽まで	約113,000円
8人槽から10人槽まで	約138,000円
11人槽から15人槽まで	約213,000円
16人槽から20人槽まで	約328,000円
21人槽から25人槽まで	約414,000円
26人槽から30人槽まで	約481,000円
31人槽から40人槽まで	約559,000円
41人槽から50人槽まで	約644,000円
51人槽から100人槽まで	市長が別に定める

(8) 使用料

使用料については、浄化槽の人槽区分別で算定したものを使用料とします。

(9) 今後について

当該事業においては、平成27年4月から特別会計において運営していきます。

3 団地の共同汚水処理施設の帰属について

(1) 概要

公共下水道計画区域外となった団地の共同汚水処理施設について、適正管理等一定の基準を条件に、各団地の管理組合等からの申請に基づき、本市への帰属を受けます。

(2) 対象施設

公共下水道計画区域から外れた9団地（別紙関係資料2のとおり）のうち、既に市に帰属された長谷山ハイツ汚水処理施設を除く8団地を帰属の対象とします。

(3) 帰属の条件

帰属を受けるための条件の概要は以下のとおりです。

ア 施設設備の改修

団地の共同汚水処理施設の機能診断調査に基づき、更新が必要とされた施設設備の改修を実施することとします。

イ 個人の宅内排水設備への雨水管の誤接続等の改修

所有者は、誤接続の確認のための調査を実施し、誤接続が発見された時は、これを改修するものとします。また、宅内の雨水流入の恐れのある汚水桝について、雨水の流入がない構造とすることとします。

ウ 個人の排水設備図等の提出

所有者は、宅内の排水設備図（配管図）を市へ提出し、市の確認後、手直し等の指示があった場合はこれを行うものとします。

(4) 帰属に向けた施設修繕に係る支援

共同汚水処理施設修繕工事補助事業について、公共下水道計画区域外の団地で、市への帰属を前提とする団地にあつては、補助金の上限額を見直し、帰属に伴う施設修繕のスピードアップ化を図ります。

(5) 維持管理の概要

帰属を受けた団地の共同汚水処理施設について、市が維持管理を行います。

ア 保守点検

帰属後、一定期間を設定し、現在行っている維持管理業者と委託契約を締結しますが、期間終了後は改めて決定します。

イ 清掃

浄化槽の清掃を行おうとする者は、津市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者として登録されている者であつて、津市競争入札参加者名簿「浄化槽清掃」（市内）に登載されている者とします。

ウ 法定検査

法定検査は、県知事が浄化槽法に基づいて指定する指定検査機関が行います。

(6) 使用料

使用料については、水道使用量従量制による公共下水道使用料と同等の使用料とします。

(7) 今後について

施設改修等が完了した翌年度から、市に帰属を受け、特別会計において運営していきます。

公共下水道計画区域外となった団地の概要

団地名	所在地	完成年度	世帯数
豊里ネオポリス	津市高野尾町地内	S 5 1	2, 0 5 2
殿舟団地	津市小舟地内	S 4 8	5 2 1
ピュアタウン安濃	津市安濃町妙法寺地内	S 6 0	1 2 9
片田団地	津市片田新町地内	S 5 2	8 1 0
泉ヶ丘団地	津市野田地内	S 5 6	7 1 2
グリーンヒル久居	津市久居緑が丘町地内	H 6	4 9 0
善応寺団地	津市庄田町地内	S 5 1	7 2
青葉台	津市青葉台地内	H 1 6	2 8 0
長谷山ハイツ	津市美里町家所地内	S 5 2	2 1 7